

稲城市から転出される方へ（主な手続き）



※必要な手続きの種類や方法は個人により異なります。

詳細は担当課へお問い合わせください。

分類	対象者（対象手続き）	手続きの内容等	手続き場所・お問い合わせ	出張所(平尾・若葉台)での手続き可否 ○でも手続き不可または内容確認不可の場合あり
住所	転出される方	・ 転出届（転出予定日の前後14日間に） ※「転出証明書」を発行します。新住所で転入届をする際に必要です（特例転出者は除く）。	市民課 市民窓口係 1階②番窓口	○ ※世帯内に外国籍の方がいる場合を除く
	印鑑登録をしている方	登録は転出（予定）日をもって廃止されます。 印鑑登録証（カード）は返却またはご自身で破棄してください。印鑑登録証明書が必要な方は新住所地で登録してください。		
	マイナンバーカードをお持ちの方	住所変更の手続き（新住所地で行います） ※下記の場合は、カードが利用できなくなります。 ・ 新住所に住み始めた日から14日以内に転入の届出をされなかった場合 ・ 転出予定日から30日を経過し、新住所でカードの継続利用手続きを行わなかった場合		
	在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちの方	住所変更の手続き（新住所地で行います）		
税金	住民税	【全税目】海外転出される方は、納税管理人を設定してください。なお、帰国した際は納税管理人の解除が必要です。 【軽自動車税】転出先の市町村で登録手続きをしてください。（稲城市発行の標識交付証明書が必要です。） 【固定資産税】稲城市内に固定資産を所有される方は、納税通知書等の「送付先変更手続き」を行ってください。	課税課 市民税係 1階⑥番窓口	納税管理人申告書の提出のみ可能
	軽自動車税【125ccまでの原動機付自転車または小型特殊自動車】			
	固定資産税			
保険	稲城市の国民健康保険に加入している方	・ 稲城市の国民健康保険脱退 ・ 保険証の返却	保険年金課 国民健康保険係 1階⑤番窓口	○
	後期高齢者医療制度に加入している方 ※75歳以上または一定の障害のある65歳以上の方	・ 保険証の返却 ・ 継続の手続き（転出先により異なります）	保険年金課 後期高齢者医療係 1階③番窓口	
年金	海外転出時に第1号被保険者であった方	・ 資格喪失の手続き（転出届出後） ・ 任意加入の手続き（転出届出後） ※任意加入の手続きは日本国籍を有する希望者のみ	保険年金課 年金係 1階④番窓口	×
高齢	介護保険被保険者証をお持ちの方（65歳以上のすべての方）	介護保険被保険者証の返却	高齢福祉課 介護保険係・介護認定係	○
	「要介護」「要支援」の認定を受けている方	「受給資格証明書」の発行 ※転出先で必要です。	2階③番窓口	×
生活	粗大ごみ	収集の申し込み ※インターネット受付（市HP「粗大ごみのインターネット受付」を参照または下記QRコードよりアクセス）または電話受付（受付収集センター：042-370-5505）にて排出予約後、「粗大ごみ処理券」を市内取扱店で購入・貼付し、収集日午前中に搬出場所にお出ください。 ※インターネット受付ページ→ 	生活環境課 ごみ・リサイクル係 3階	×
	水道の使用停止	使用中止届（ご解約） ※お問い合わせ先：東京都水道局多摩お客さまセンター 〔電話：0570-091-100 ※PHS・IP電話からは042-548-5100〕		（減免世帯を除く）

（裏面に続く）

分類	対象者（対象手続き）	手続きの内容等	手続き場所・お問い合わせ	出張所(平尾・若葉台)での手続き可否 ○でも手続き不可または内容確認不可の場合あり
障害	障害者手帳をお持ちの方 (又は保護者)	転出先で手続きをしてください。 ※必要書類等については、事前に転出先に確認してください。	障害福祉課 2階⑦番窓口	×
	自立支援医療を受給している方 ・難病・小児慢性疾患医療助成を受給している方 ・受給条件に該当する方			
	各種手当・見舞金を受給している方 ・受給条件に該当する方 ・心身障害者医療費助成（マル障）を受給している方 ・受給条件に該当する方	受給資格変更または喪失等の手続き ※必要書類等については、障害福祉課まで確認してください。 ※転出先で再申請となる場合があります。		
	各種障害福祉サービスを受給している方 ・受給条件に該当する方			
子育て ・ 学校	・中学3年生以下のお子さんを育てており、児童手当を受給している方	受給資格変更または喪失等の手続き ※転出先で再申請となります	子育て支援課 手当助成係 2階④番窓口	○
	・中学3年生以下のお子さんを育てており、乳幼児・義務教育就学児医療費助成を受給している方			
	・ひとり親家庭の方 ・18歳以下のお子さんを育てており、お子さんの父母に障害のある方 ・障害のある20歳未満のお子さんを育てている方			
	認可保育所・認定こども園・地域型保育事業に通われている方	退園・退所・申請取り下げ等の手続き ※転出先で再申請も必要となります	子育て支援課 保育・幼稚園係 2階⑤番窓口	×
	学童クラブに通われている方		児童青少年課 児童館・学童クラブ係 2階⑥番窓口	○
	小学校1年生～中学校3年生のお子さんの保護者	・お子さんが新しい学区の学校に転校： 在籍校で転校手続き ・お子さんが稲城市の学校に引き続き在籍： 学務課で区域外就学の手続き（予めお電話ください）	学務課 学務係 6階	×
	妊娠中の方のうち、 ・東京都外への転出の方 ・東京都内での転居の方 ・稲城市在住中に、市の妊婦健診票が使用できない都外医療機関、助産院等で妊婦健診を受けていた方	【東京都外への転出】 稲城市で交付した妊婦健診受診票の使用枚数に応じて、転出先で受診票が交付されます。未使用分の妊婦健診受診票が必要になる場合がありますので、ご持参のうえ転出先で手続きをしてください。 【東京都内での転居】 現在お持ちの妊婦健診受診票がそのままお使いできます。また、その他手続きが必要になる場合がありますので、転出先の保健センターへお問い合わせください。 【稲城市在住中に、市の妊婦健診票が使用できない都外医療機関、助産院等で妊婦健診を受けていた方】 妊婦健診費用助成の手続きをしてください（その際、稲城市に住民登録がある間に受診した健診分の妊婦健診受診票は、回収します）。	おやこ包括 支援センター 【所在地】 稲城市百村112-1 保健センター 2階 【電話】378-3434	×
3歳以下のお子さんを育てている方	母子手帳持参の上、乳幼児健診や予防接種について転出先の窓口で手続きをしてください。		—	
選挙	海外転出される方のうち、在外選挙（海外での国政選挙の投票）を希望する方	在外選挙人名簿の登録手続き（市民課での転出届出後。詳細は市民課で配布するチラシをご覧ください）	選挙管理委員会事務局 5階	×

※ 転出を取りやめる場合、「転出証明書」と「本人確認書類（運転免許証等）」を持って市民課市民窓口係（1階）または各出張所で転出取消の届出をしてください。